

特別養護老人ホーム 陽光苑 ご利用料金の目安(1ヶ月あたり)

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を保険利用者に負担いただく必要があります。保険利用者負担割合については、1割または一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得のある方は3割になります。お手持ちの「介護保険負担割合証」(毎年1回更新)をご確認下さい。

下記の表は、介護保険自己負担分、食費・居住費を全て含めた1ヶ月(30日)の利用料金の目安です。(1割負担、2割負担の方を記載) ※介護保険基準外の費用は含まれていません。

令和1年10月1日改定

| 要介護度  | 負担限度区分 | 1ヶ月あたりの利用料<br>[1割負担の方] | 1ヶ月あたりの利用料<br>[2割負担の方] |
|-------|--------|------------------------|------------------------|
| 要介護 1 | 第1段階   | 57,540 円               | 81,480 円               |
|       | 第2段階   | 60,240 円               | 84,180 円               |
|       | 第3段階   | 82,740 円               | 106,680 円              |
|       | 第4段階   | 124,800 円              | 148,740 円              |
| 要介護 2 | 第1段階   | 59,730 円               | 85,830 円               |
|       | 第2段階   | 62,430 円               | 88,530 円               |
|       | 第3段階   | 84,930 円               | 111,030 円              |
|       | 第4段階   | 126,990 円              | 153,090 円              |
| 要介護 3 | 第1段階   | 62,100 円               | 90,600 円               |
|       | 第2段階   | 64,800 円               | 93,300 円               |
|       | 第3段階   | 87,300 円               | 115,800 円              |
|       | 第4段階   | 129,360 円              | 157,860 円              |
| 要介護 4 | 第1段階   | 64,290 円               | 95,010 円               |
|       | 第2段階   | 66,990 円               | 97,710 円               |
|       | 第3段階   | 89,490 円               | 120,210 円              |
|       | 第4段階   | 131,550 円              | 162,270 円              |
| 要介護 5 | 第1段階   | 66,480 円               | 99,360 円               |
|       | 第2段階   | 69,180 円               | 102,060 円              |
|       | 第3段階   | 91,680 円               | 124,560 円              |
|       | 第4段階   | 133,740 円              | 166,620 円              |

利用料は、所得・貯蓄等に応じて異なります。各段階につきましては、ページ下の「負担限度額区分について」をご覧ください。

## 負担限度額区分について

ご利用料金の中には介護保険の自己負担分のほかに食費と居住費が含まれますが、この部分を行政が補助をする「介護保険の負担限度額認定制度」があります。

所得・預貯金等に応じた負担限度額が設けられ、「居住費」や「食費」の自己負担が軽減されます。

介護保険法の改正により、平成 27 年 8 月から認定を受ける場合は従来の世帯全員が住民税非課税の要件に加え、次の資産要件を満たす必要があります。

(1) 本人及び配偶者の預貯金等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下であること。

(2) 配偶者が課税されていないこと。(世帯分離している場合も含みます。)

自己負担の軽減を受けることができる方は、次の表の利用者負担段階が「第 1 段階」「第 2 段階」「第 3 段階」に該当する方々となります。

| 認定区分   | 対象となる方   |
|--------|--|
| 第 1 段階 | ①生活保護を受給されている方<br>または<br>②市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方   |
| 第 2 段階 | ①市町村民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方<br>かつ<br>②本人の預貯金等が 1,000 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて 2,000 万円以下)の方   |
| 第 3 段階 | ①市町村民税非課税世帯の方で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円を超える)方<br>かつ<br>②本人の預貯金等が 1,000 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて 2,000 万円以下)の方  |
| 第 4 段階 | ①本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる方<br>または<br>②本人が住民税課税となっている方<br>または<br>③配偶者が住民税課税となっている方<br>または<br>④本人の預貯金等が 1,000 万円を超える(配偶者がいる場合は夫婦合わせて 2,000 万円を超える)方 |